

令和5年度 香芝市立地適正化計画の検討

第2回香芝市立地適正化計画策定委員会
令和5年11月15日（水） 10時00分～

1. 委員会の進め方	3
2. 基本方針	5
3. 誘導区域	8
4. 誘導施設	16
5. 誘導方針・誘導施策	20
6. 防災指針	27

1. 委員会の進め方

1. 委員会の進め方

○香芝市立地適正化計画庁内検討部会

・関係部署による施策、事業等に係る検討、行政上の調整

R4 第1回（立地適正化計画とは）

第2回（香芝市の現状と課題）

R5 第3回（骨格構造、誘導方針、誘導施設、誘導区域、防災指針、誘導施策（グループワーク））

第4回（誘導施策、防災指針、目標値）

○香芝市立地適正化計画策定委員会

・学識者、市民代表等による審議

R5 第1回 香芝市立地適正化計画策定委員会

第2回 香芝市立地適正化計画策定委員会

（基本方針・骨格構造、誘導方針、誘導施設、誘導区域、防災指針、誘導施策）

第3回 香芝市立地適正化計画策定委員会

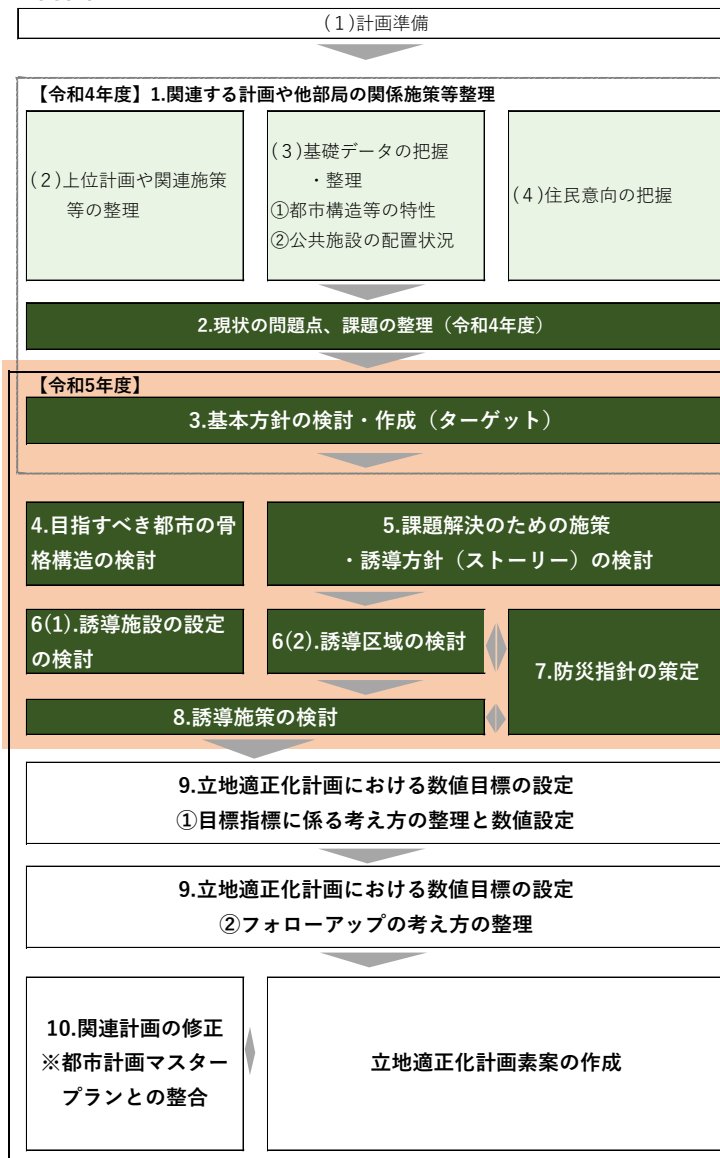
○香芝市都市計画審議会

・立地適正化計画の諮問・答申

R5 第1回 香芝市都市計画審議会

第2回 香芝市都市計画審議会

■計画のフロー



第2回
策定委
員会

2. 基本方針

2. 基本方針（主要課題とまちづくりの方針）

<都市づくりの主要課題>

1. 人口減少・少子高齢化への対応

- ・若者層の転出への歯止め、子育て層の転入促進
- ・「医療・福祉」「交通・情報通信基盤」「防犯・防災対策」等による定住に向けたまちづくり

2. 居住エリアの生活サービス機能及び拠点への求心力の向上

- ・拠点の求心力の向上
- ・居住エリアへの飲食施設、身近な商業施設の充実
- ・低未利用地や空き家等の遊休資産等の積極的な活用

3. 公共交通の利用促進、歩行環境の改善

- ・幹線道路の慢性的な渋滞緩和
- ・交通結節機能の維持、公共交通利用環境の改善
- ・歩行者の安全性及び賑わい創出への支援
- ・自動車に頼りすぎない生活スタイルへの転換

4. 安心・安全の確保

- ・浸水想定（特に、河岸侵食）からの回避・低減
- ・土砂災害（特に、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）からの回避・低減

5. 地域経済の好循環

- ・市内就業率の向上
- ・子育て世代（30代）、親世代（50代）の女性就業率の向上

6. 地域に応じた課題への対応

- ・地域ごとの特性や居住環境の変化に応じた生活サービスの適正化
- ・急速な少子高齢化や人口減少への先行的な対策

<将来像> まちづくりの基本的な考え方（案）

安全に 快適に 元気に
笑顔あふれるまち かしば

※安全（防災） 快適（居住） 元気（都市機能）

- 定住したくなるような魅力的で心休まる暮らしのまちづくりを推進
- 将来にわたって暮らしやすい定住都市を実現
- 必要とされる都市機能を適正配置するとともに、求心力があり居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォーカブルなまちづくり）を形成
- 市内における就業機会の拡大や市民の意欲・能力を存分に発揮できるようなまちの形成を推進
- 安全・安心に暮らせるまちづくりを推進

2. 基本方針(目指すべき将来都市構造)

○都市計画マスタープランを踏襲しつつ、**中心拠点**と**生活拠点**を設定

- ・**中心拠点**：主要駅及び主要交通軸に連結し、様々な**都市機能の集積**する、市を**代表する市街地**
- ・**生活拠点**：鉄道駅及び主要交通軸沿道の**日常生活の利便性**を高めるための**機能の集積**を図る拠点

都市拠点(近鉄下田駅、JR香芝駅)

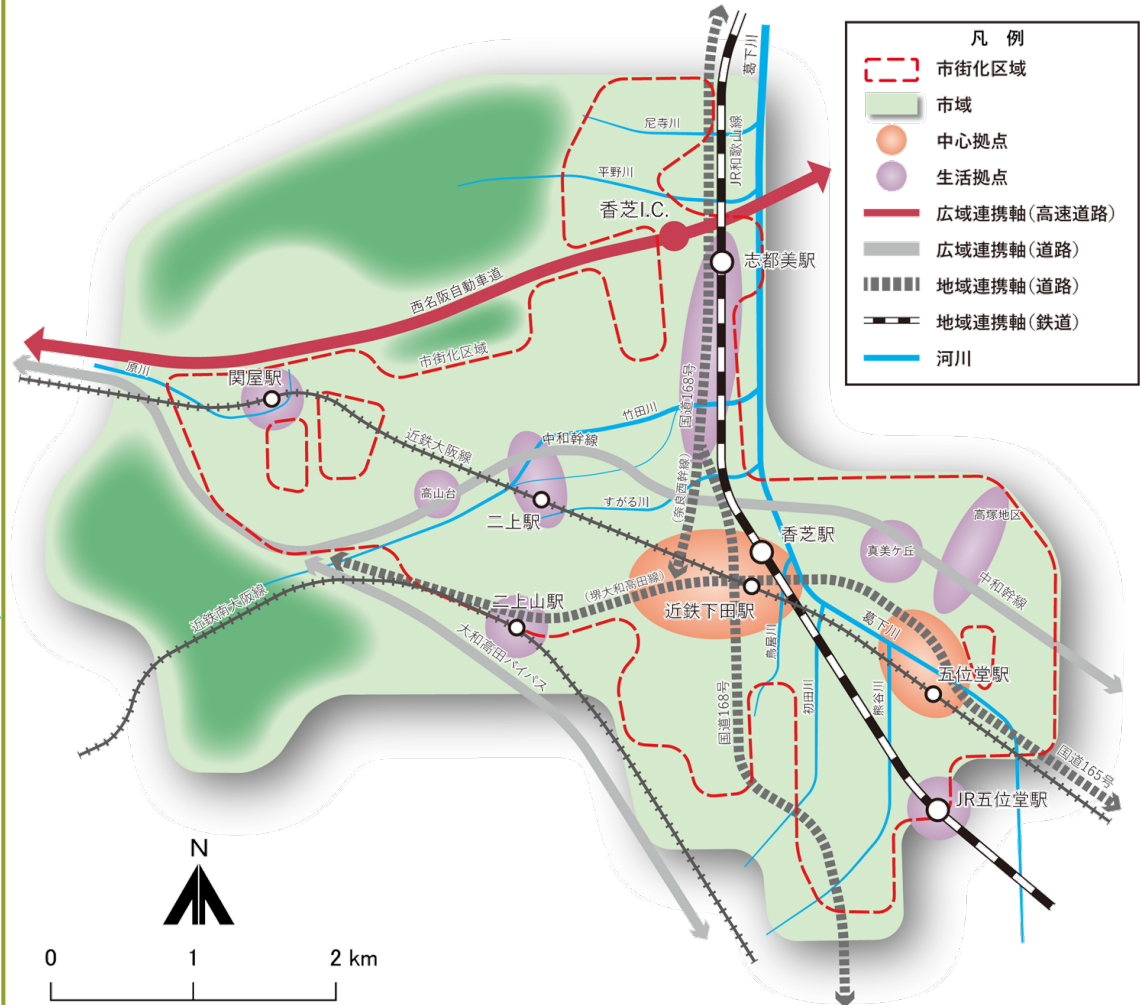


にぎわい拠点(近鉄五位堂駅)

出典：「香芝市都市計画マスタープラン」
(平成30年3月)

将来都市構造

新たな都市構造の構築 多極連携型都市構造の形成



3. 誘導区域

3. 居住誘導区域の設定(第1回策定委員会)

STEP1

・居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定

- 要件1：一定程度の人口密度を有している区域
- 要件2：行政、商業、医療（内科又は外科、小児科）、高齢者福祉、子育て支援、金融、文化等の都市機能が集積する区域
- 要件3：公共交通により、比較的容易にアクセスできる区域
- 要件4：土地区画整理事業が施行済の区域、施行が予定されている区域

STEP2

・居住誘導区域に含めないことが考えられる区域の設定

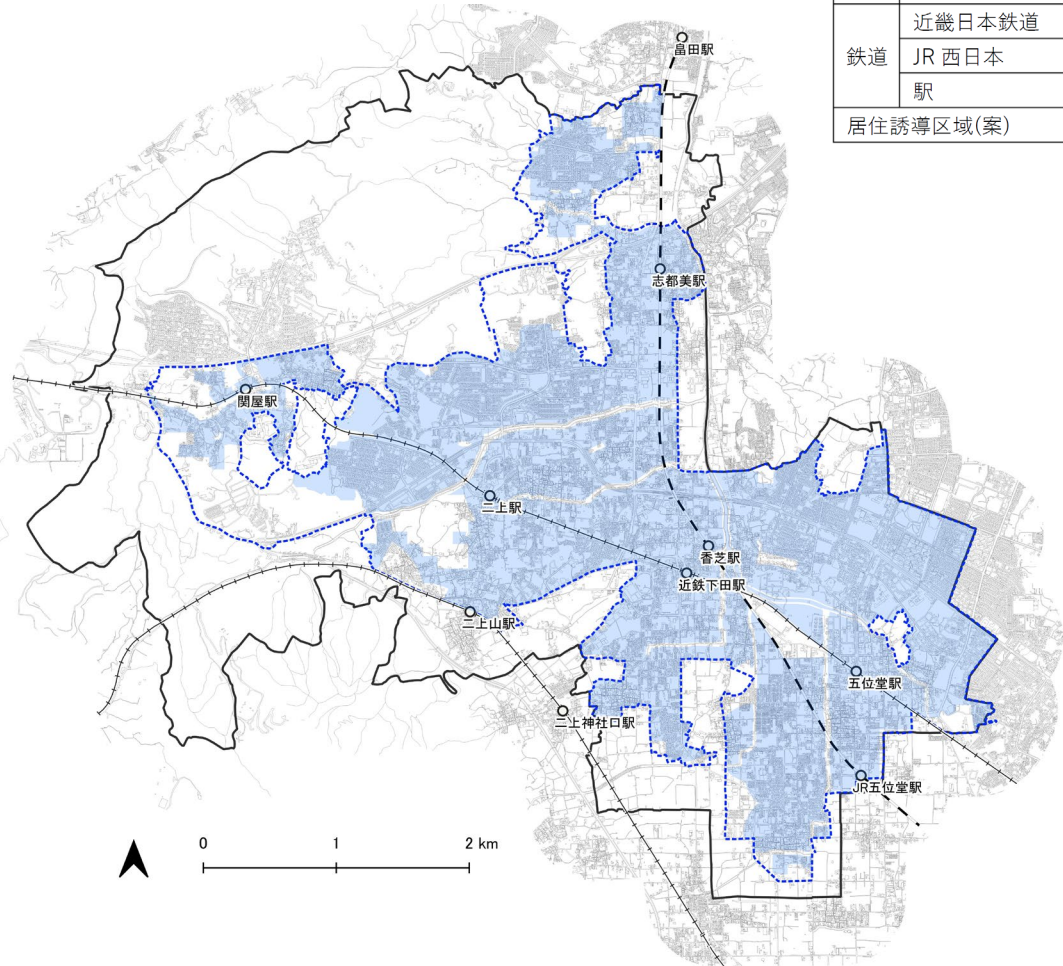
- 除外要件1：レッドゾーン
- 除外要件2：イエローゾーン（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）
- 除外要件3：準工業地域のうち住宅以外の土地利用が多い区域

STEP3

・居住誘導区域の設定

- ・DID地区や地域活性化のための施設や公共施設等は含む
- ・区域境界は法線、地形地物、近隣市町村との区域の接続性等を考慮

凡 例		
区域	市域	
	市街化区域	
鉄道	近畿日本鉄道	
	JR 西日本	
	駅	
居住誘導区域(案)		

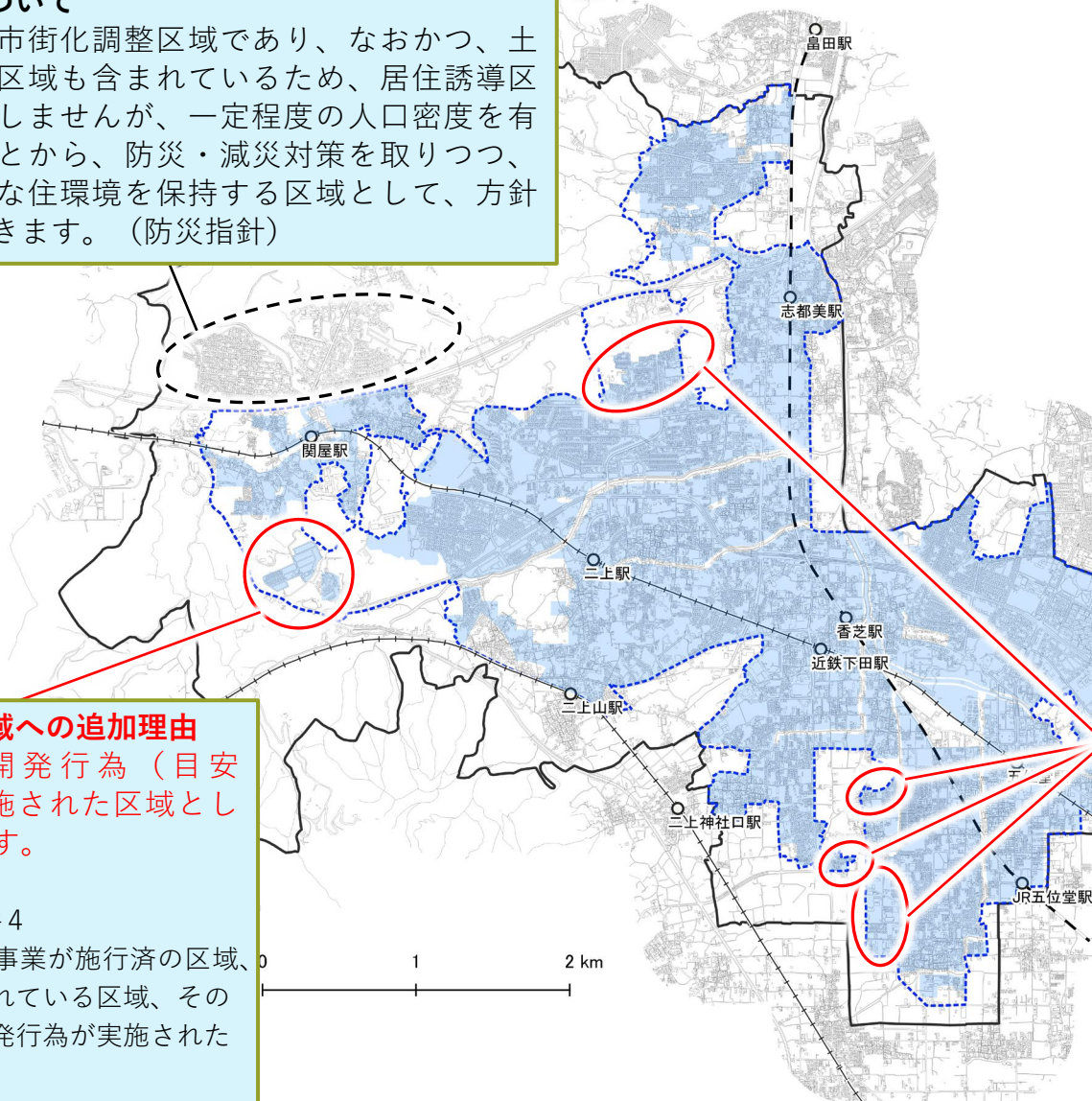


3. 誘導区域（第1回策定委員会からの追加）

■関屋地区について

関屋地区は市街化調整区域であり、なおかつ、土砂災害警戒区域も含まれているため、居住誘導区域には設定しません。一定程度の人口密度を有していることから、防災・減災対策を取りつつ、安全・安心な住環境を保持する区域として、方針を示していきます。（防災指針）

凡 例		
区域	市域	
	市街化区域	
鉄道	近畿日本鉄道	
	JR 西日本	
	駅	
居住誘導区域(案)		



■居住誘導区域への追加理由

大規模な開発行為（目安1ha）の実施された区域として追加します。

→STEP 1 要件 4

- ・土地区画整理事業が施行済の区域、施行が予定されている区域、その他大規模な開発行為が実施された区域

■居住誘導区域への追加理由

公共交通により比較的容易にアクセスできる区域には該当しないとして居住誘導区域外としていましたが、一定程度の人口密度を有しており、周囲の住宅地とともに一体的な居住地域を形成しているものとして、追加します。

→STEP 3

- ・区域境界は法線、地形地物、一体的な居住地域等により調整

3. 誘導区域（居住誘導区域の設定）

STEP1

・居住誘導区域を定めることが考えられる区域の設定

- 要件1：一定程度の人口密度を有している区域
 要件2：行政、商業、医療（内科又は外科、小児科）、高齢者福祉、子育て支援、金融、文化等の都市機能が集積する区域
 要件3：公共交通により、比較的容易にアクセスできる区域
 要件4：土地区画整理事業が施行済の区域、施行が予定されている区域、**その他大規模な開発行為が実施された区域**

STEP2

・居住誘導区域に含めないことが考えられる区域の設定

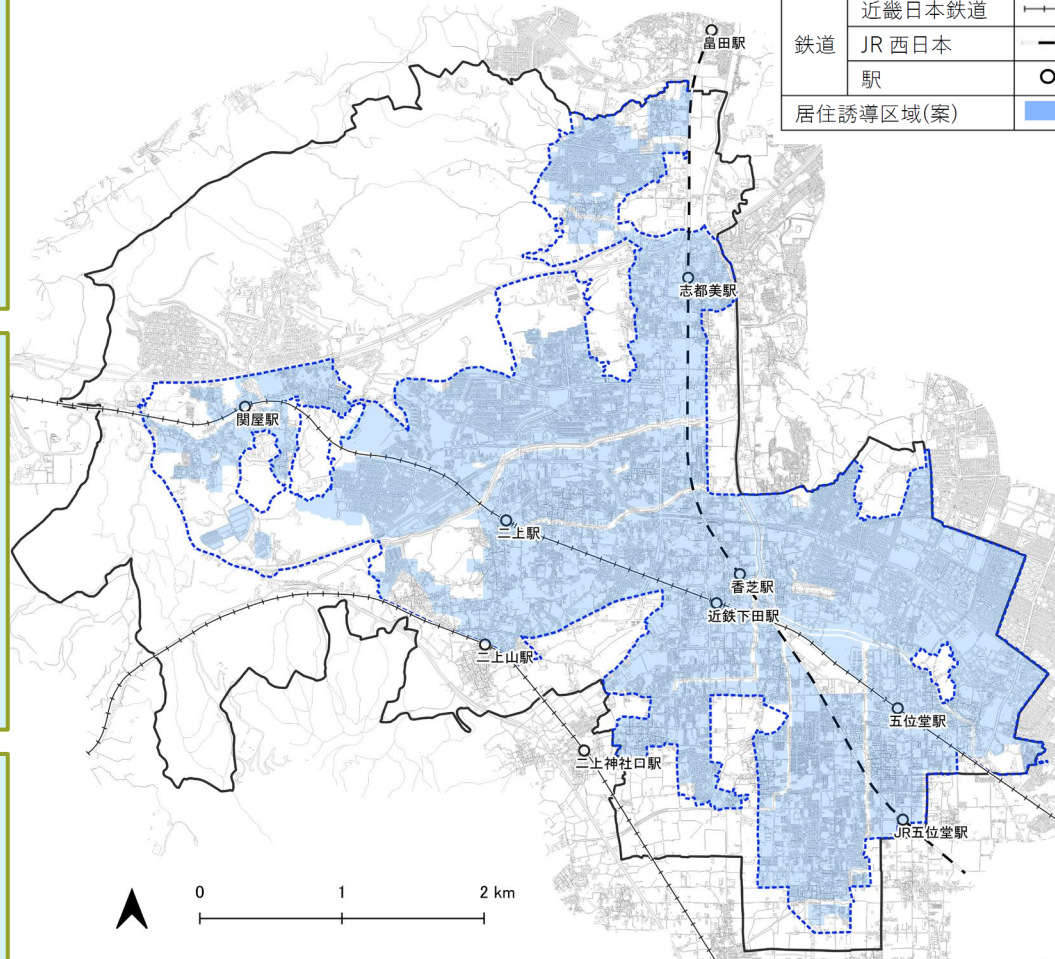
- 除外要件1：レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）、急傾斜地崩壊危険区域）
 除外要件2：イエローゾーン（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流））
 除外要件3：準工業地域のうち住宅以外の土地利用が多い区域

STEP3

・居住誘導区域の設定

- ・DID地区や地域活性化のための施設や公共施設等は含む
- ・区域境界は法線、地形地物、一体的な居住地域等により調整
- ・近隣市町村との区域の接続性を考慮

凡 例		
区域	市域	
	市街化区域	
鉄道	近畿日本鉄道	
	JR 西日本	
	駅	
居住誘導区域(案)		



3. 都市機能誘導区域の設定(第1回策定委員会)

STEP1

・都市の拠点となるべき区域の設定

- 要件1：周辺からの公共交通アクセスの利便性が高く、都市の拠点となるべき区域
- 要件2：近隣市町や複合機能との連担性を考慮した区域

STEP2

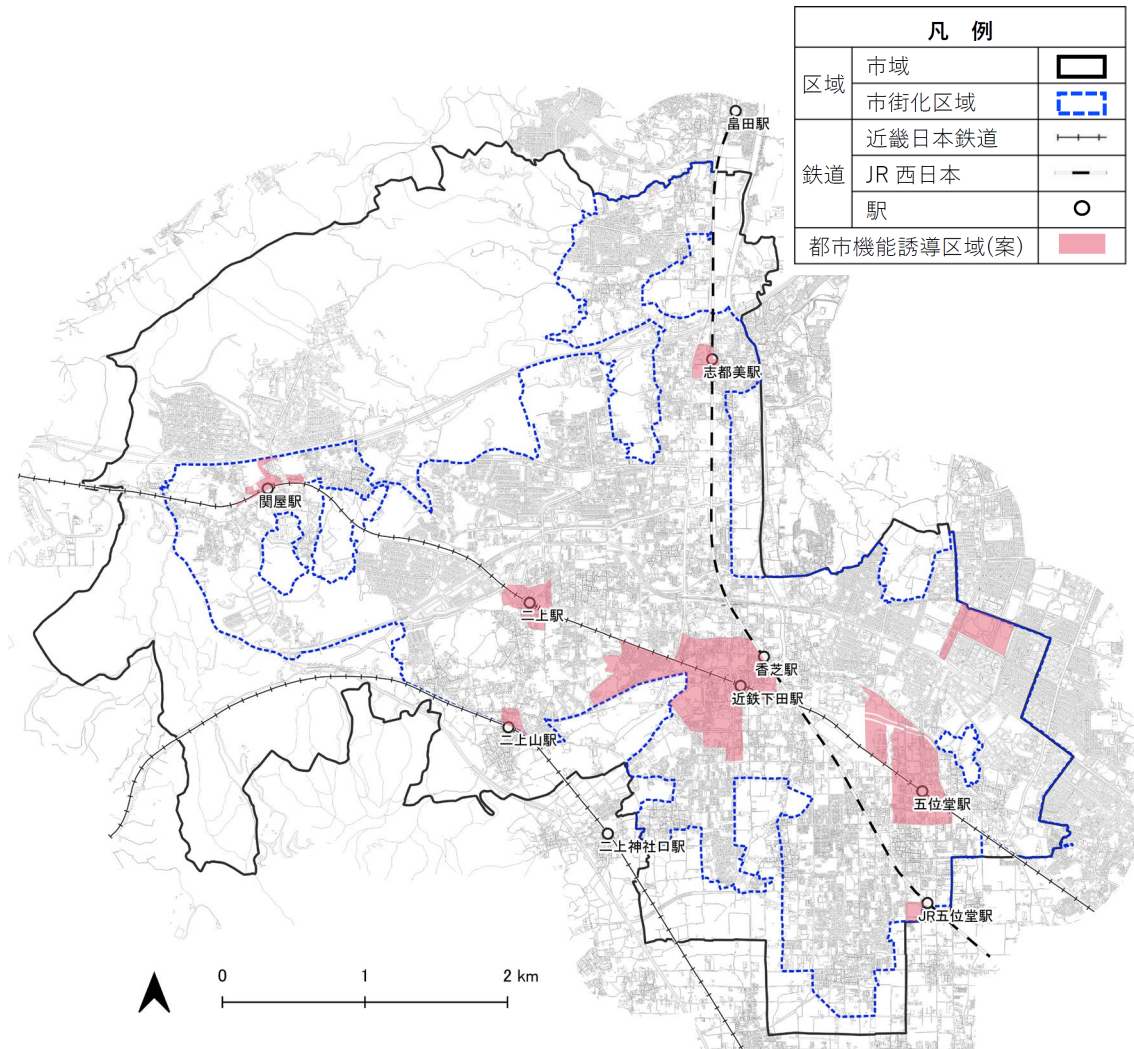
・都市機能誘導区域の規模の検討

- 要件1：周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- 要件2：拠点周辺の用途地域の指定状況を考慮した区域の設定
- 要件3：拠点周辺の都市機能の立地状況を考慮した区域の設定

STEP3

・都市機能誘導区域の設定

- ・DID地区や地域活性化のための施設や公共施設等は含む
- ・区域境界は法線、地形地物、近隣市町村との区域の接続性等を考慮



3. 誘導区域(第1回策定委員会からの追加)

■都市機能誘導区域への追加理由

駅周辺だけでなく、旭ヶ丘地区や高山台地区といった大規模住宅地における生活利便性の充実や維持を図るため、公共交通からのアクセス性や用途地域の指定状況を考慮しつつ、地域の核となる機能を誘導する区域として追加します。

→STEP2 要件1・要件2

- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- ・拠点周辺の用途地域の指定状況を考慮した区域の設定

■都市機能誘導区域への追加理由

拠点となるJR香芝駅周辺エリアとしての連担性を考慮し、駅北側も含めるよう調整し追加します。

→STEP2 要件3

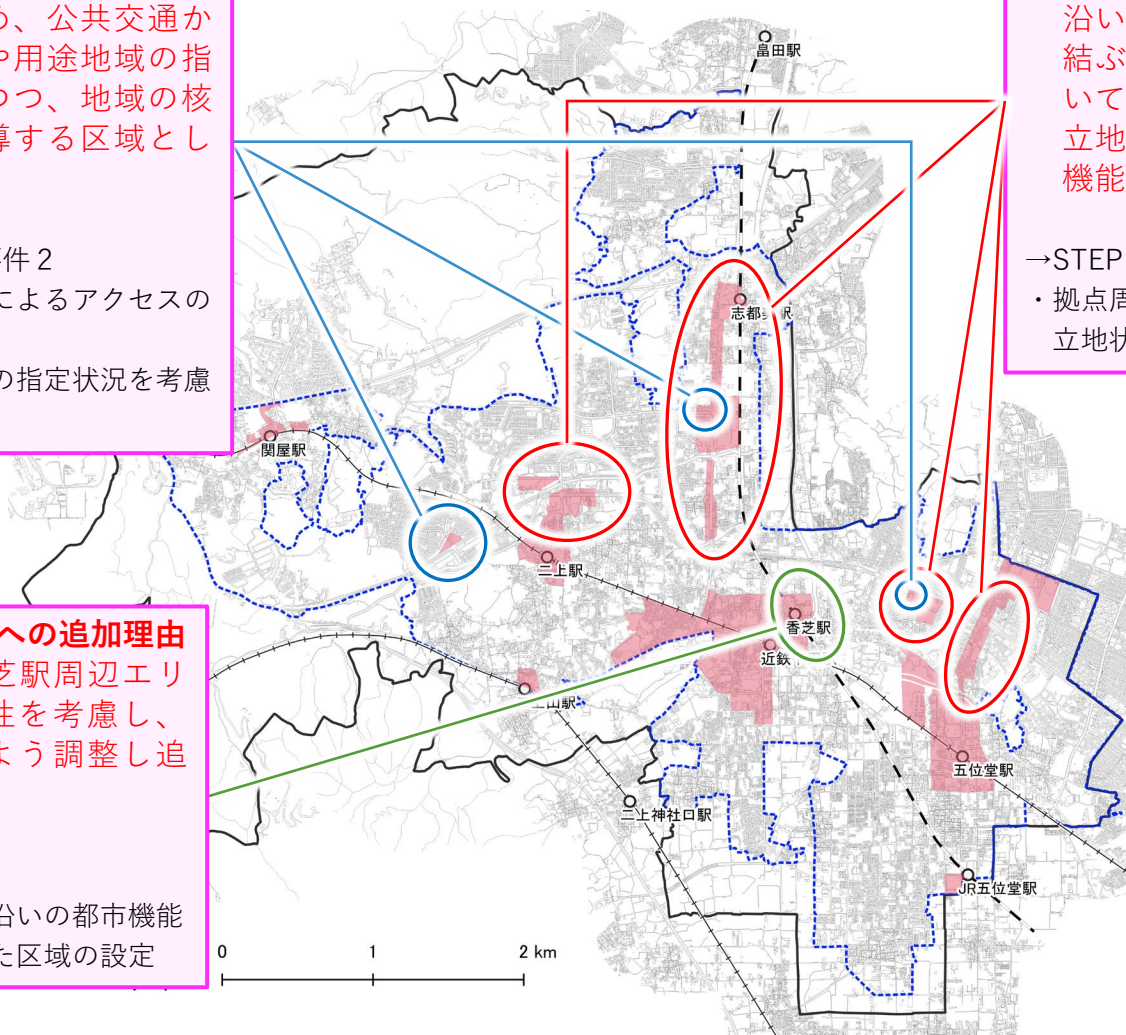
- ・拠点周辺や幹線道路沿いの都市機能の立地状況を考慮した区域の設定

■都市機能誘導区域への追加理由

駅周辺だけでなく、都市計画マスタープランでシンボルロード軸に位置づけている奈良西幹線沿い及び中和幹線沿い、拠点を結ぶ真美ヶ丘幹線道路沿いにおいても、都市機能の立地状況や立地の予定を考慮しつつ、都市機能誘導区域を追加します。

→STEP2 要件3

- ・拠点周辺や幹線道路沿いの都市機能立地状況を考慮した区域



凡 例		
区域	市域	
	市街化区域	
鉄道	近畿日本鉄道	
	JR 西日本	
	駅	
都市機能誘導区域(案)		

3. 誘導区域（都市機能誘導区域の設定）

STEP1

・都市の拠点となるべき区域の設定

要件1：周辺からの公共交通アクセスの利便性が高く、都市の拠点となるべき区域

要件2：近隣市町や複合機能との連担性を考慮した区域

STEP2

・都市機能誘導区域の規模の検討

要件1：周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

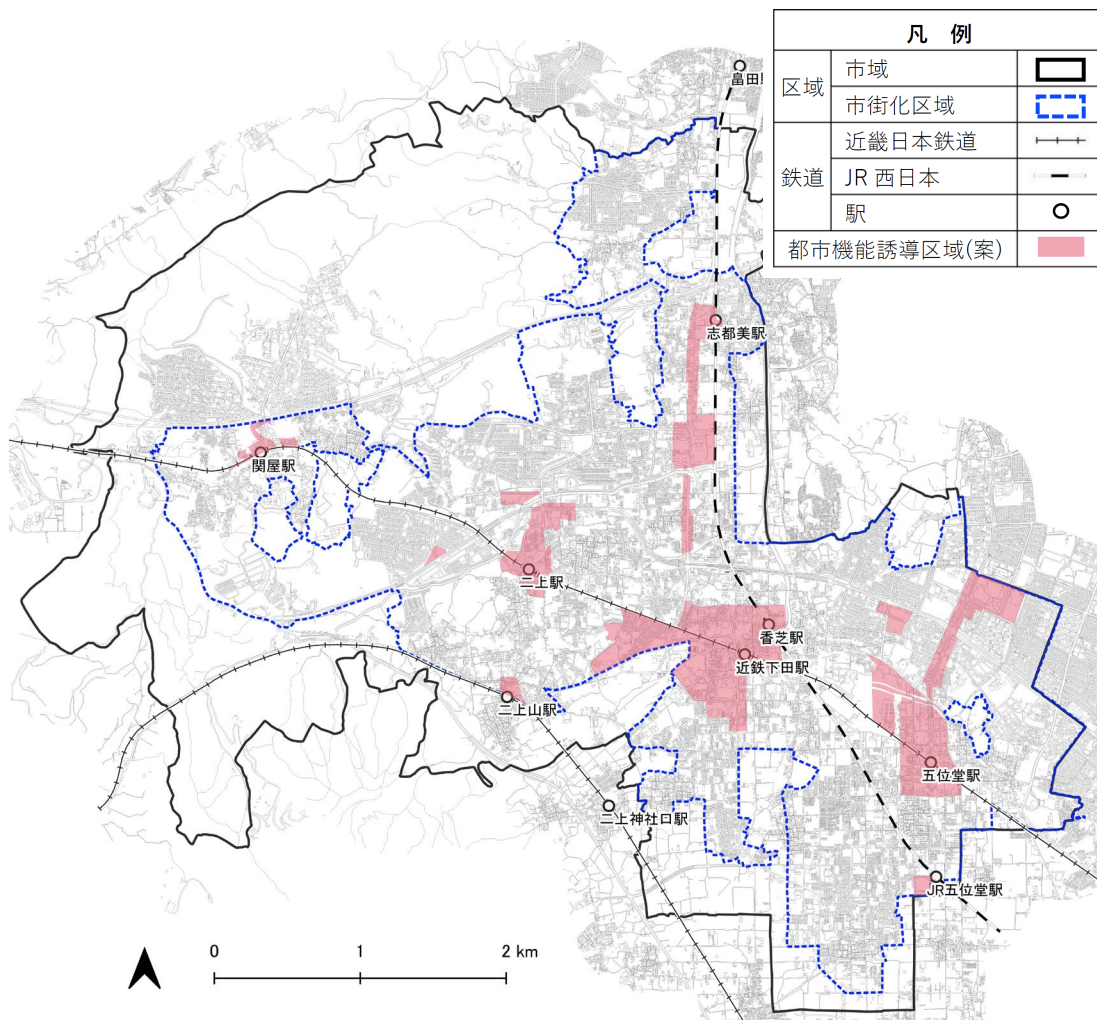
要件2：用途地域の指定状況を考慮した区域

要件3：拠点周辺や幹線道路沿いの都市機能立地状況を考慮した区域

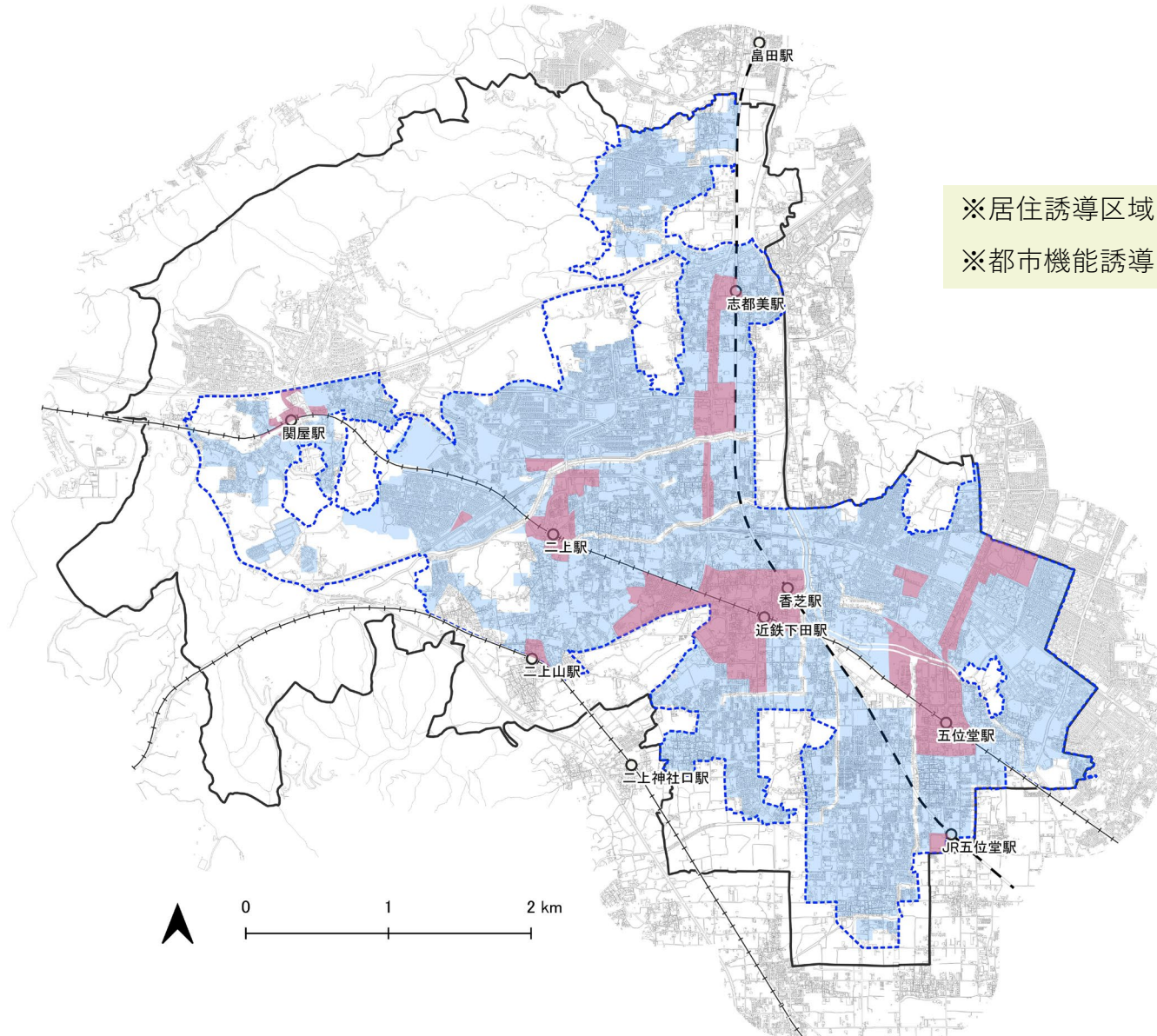
STEP3

・都市機能誘導区域の設定

- ・DID地区や地域活性化のための施設や公共施設等は含む
- ・区域境界は法線、地形地物、近隣市町村との区域の接続性等を考慮



3. 誘導区域（誘導区域の設定まとめ）



※居住誘導区域：市街化区域の81.7%

※都市機能誘導区域：市街化区域の11.9%

凡 例		
区域	市域	
	市街化区域	
鉄道	近畿日本鉄道	
	JR 西日本	
	駅	
居住誘導区域(案)		
都市機能誘導区域(案)		

4. 誘導施設

4. 誘導施設（設定の考え方）

■各都市機能誘導区域において、まちの魅力づくりや居住者の利便性などの観点から検討し、現在不足している機能（施設）や、今後も維持が求められる機能（施設）等を対象に設定するもの

- 誘導施設の検討にあたっては、ターゲット、ストーリーの内容を踏まえた上で、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合には、今後のまちづくりに影響を与える等の観点から設定することが重要です。
- また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられます。

〈留意点〉・誘導施設名に個別名称を書き込むべきではない。 ※例：〇〇市立博物館

・届け出対象を明確化するために施設の詳細（規模、種類等）を記載すること。 ※建築基準法の別表を参考にすることも考えられる。

・誘導施設を位置づけていない都市機能誘導区域が仮に定められた場合、当該区域は法律で規定している「都市機能誘導区域」に該当しない。

※中心拠点、地域拠点に必要な機能は、都市の規模、後背圏の人口規模、交通利便性や地域の特性等により様々であり、いかなる機能が必要であるかについては、それぞれの都市において検討が必要であるが、参考までに、地方中核都市クラスの都市において、拠点類型毎において想定される各種の機能についてイメージを提示する。

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m²以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m²以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典：「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省 都市局都市計画課令和5年3月改訂）

4. 誘導施設（設定の考え方）

機能分類	施設分類	考え方	設定	誘導する区域
行政機能	市役所（本庁舎）	行政組織の中核的機能を担う施設であるが、対象区域の外に立地しているため、誘導施設に位置づけることができない。	—	—
介護福祉機能	訪問型施設・通所型施設・入所型施設・多機能型施設	拠点のみならず市内全域に適正配置されていることが望ましいことから、誘導施設に位置づけない。	—	—
	地域包括支援センター	人口分布等も考慮し、施設配置のバランス等を勘案しながら設置していくことが必要なため、誘導施設に位置づけない。	—	—
	保健センター	関連施設と連携をとりながら、地域の健康・福祉の包括的機能を担う施設として、誘導施設に位置づける。	○	中心拠点
	総合福祉センター		○	中心拠点
子育て機能	保育所・幼稚園・認定こども園	拠点のみならず市内全域に適正配置されていることが望ましいことから、誘導施設に位置づけない。	—	—
	小規模保育事業		—	—
	病後児保育施設		—	—
	子育て世代包括支援センター	関連施設と連携をとりながら、地域の子育て支援の包括的機能を担うことから、誘導施設に位置付ける。	○	中心拠点
商業機能	大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡以上）	市の活性化やにぎわい創出の中核として必要であることから、誘導施設に位置付ける。	○	中心拠点 生活拠点
	スーパーマーケット（店舗面積250㎡以上）	日常的に必要な施設であり、徒歩や自転車で利用できる範囲内に立地することが望ましいことから、誘導施設に位置付ける。	○	中心拠点 生活拠点
	コンビニエンスストア	拠点のみならず、各所に立地されることで、利便性が向上されることから、誘導施設に位置づけない。	—	—
医療機能	病院	専門外来や入院、救急医療などの機能を有し、医療施設として必要なものであることから、誘導施設に位置付ける。	○	生活拠点
	診療所	健康維持、かかりつけ医機能の確保のため、日常的に必要な施設であり、徒歩や自転車で利用できる範囲内に立地することが望ましいことから、誘導施設に位置付ける。	○	中心拠点 生活拠点
金融機能	銀行	日常的に必要な施設であり、徒歩や自転車で利用できる範囲内に立地することが望ましいことから、誘導施設に位置付ける。	○	生活拠点
	郵便局		○	生活拠点
	ATM	拠点のみならず、各所に立地されることで、利便性が向上されることから、誘導施設に位置づけない。	—	—
教育・文化機能	公設公民館	コミュニティ活動促進につながることから、拠点のみならず市内全域に適正配置されていることが望ましいことから、誘導施設に位置づけない。	—	—
	図書館	教育やコミュニティ活動促進の拠点として必要な施設であることから、誘導施設に位置付ける。	○	中心拠点
	博物館		○	中心拠点
	小学校・中学校・高校	人口分布等を考慮し、各施設の配置バランス等を勘案しながら設置していくことが必要なため、誘導施設には位置づけない。	—	—

4. 誘導施設（設定イメージ）

★【誘導】区域内に立地がなく、今後誘導を図る施設（**誘導施設**）
 ■【維持】区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設（**誘導施設**）
 ○【維持努力】区域内に適正配置する施設（**誘導施設としない施設**）

都市機能	一般的な名称	中心拠点		生活拠点								その他市内
		JR香芝駅 及び近鉄下田駅周辺	近鉄五位堂駅	近鉄関屋駅周辺	近鉄二上駅周辺	高山台周辺	近鉄二上山駅周辺	JR五位堂駅周辺	真美ヶ丘周辺	畿央大学、高塚地区公園周辺	奈良西幹線（沿道型）	
1.行政機能	市役所											○
2.介護福祉機能	訪問型施設・通所型施設・入所型施設・多機能型施設	○	○		○					○	○	○
	地域包括支援センター	○										○
	保健センター	■										
3.子育て機能	総合福祉センター	■										
	保育所・幼稚園・認定こども園	○	○		○		○					○
	小規模保育事業	○								○	○	
	病児保育施設											○
4.商業機能	子育て世代包括支援センター	■										
	大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡以上)	■								■		○
	スーパーマーケット(店舗面積250㎡以上)	■	■		■			★	★		■	○
5.医療機能	コンビニエンスストア	○	○		○	○				○	○	○
	病院								★		■	○
	診療所	○	○	★	○	★	○	★	○	○	★	○
6.金融機能	銀行・郵便局	■	■	■	■	★	■	★	★	■	■	○
	ATM	○	○		○						○	○
7.教育・文化機能	公設公民館	○	○	○							○	○
	図書館	■										
	博物館	■										
	小学校・中学校、高校	○					○			○		○

5. 誘導方針・誘導施策

5. 基本方針（ストーリー）

1. 【都市機能誘導の方針】

元気で求心力のある拠点の形成

- ①地域ごとの特性を生かした拠点形成
- ②市民ニーズに応じた都市機能の集約
- ③拠点間の回遊性の向上を図る都市機能の棲み分け

2. 【居住誘導の方針】

拠点をとり巻く快適な暮らしの場の形成

- ①拠点周辺への生活サービス機能の誘導による居住の誘導
- ②住宅ストックの循環による人口密度の維持や空き家の発生の予防

3. 【交通ネットワークの方針】

持続可能な都市交通環境の形成

- ①複数の交通手段による公共交通サービスの維持・改善
- ②モビリティマネジメントの実施による意識醸成
- ③道路改良の促進やバリアフリー化の推進により、拠点へのアクセスの向上と安全な歩行空間の提供
- ④幹線道路の整備促進による日常生活の交通渋滞の緩和

4. 【防災に関する方針】

災害に強い安全なまちの形成

- ①河川低平地における被害リスクの回避・低減
- ②土砂災害リスクの回避・低減
- ③地震における被害リスクの回避・低減

5. 【にぎわい創出に関する方針】

出掛けたくなる魅力あふれるまちの形成

- ①健康増進にも目を向けた歩くための環境整備を進め、誰もが歩きたくなるウォーカブルなまちづくりの推進
- ②働きやすい身近な就労の場、ニューノーマルな働く場の創出等により、職住近接なまちづくりの推進
- ③人と人とがつながる、多様な地域コミュニティの創出
- ④近隣市町との連携により、市外からも多くの人が集い、周遊できる仕組みづくり

5. 誘導施策（都市機能誘導に関する施策）

基本的な方針	誘導方針	誘導施策
1. 【都市機能誘導の方針】	①地域ごとの特性を生かした拠点形成	○中心拠点である近鉄下田駅・ＪＲ香芝駅周辺及び近鉄五位堂駅周辺における 魅力ある都市空間の創出 をめざします。 ○子育て支援機能の効果的・効率的な集約化に取り組み、地域の特性を生かした 子育て環境の整備 を進めます。 ○流通利便性の高い地域において、 新規創業、企業を誘導 します。
	②市民ニーズに応じた都市機能の集約	○ 公共施設の再編や集約、複合化 により、誰もが活動しやすい環境づくりを進めます。 ○学校施設の再編について検討を進め、 安全・安心な教育環境 の整備を進めます。 ○駅周辺の 低未利用地 については、 地域ニーズに応じた生活サービス機能の誘導 や、 地域活性化につながる活動拠点としての利用 を検討します。
	③拠点間の回遊性の向上を図る都市機能の棲み分け	○自然資源、文化資源等を効果的に活用し、 観光客が周遊するような拠点形成 を進めます。

5. 誘導施策（居住誘導に関する施策）

基本的な方針	誘導方針	誘導施策
2. 【居住誘導の方針】	①拠点周辺への生活サービス機能の誘導による居住の誘導	○保育所、幼稚園、認定こども園及び各種<u>子育て支援施設の適正配置</u>を進め、子育て環境の充実を図ります。 ○住み慣れた地域で<u>安心して暮らせるまちづくり</u>として、福祉施設の整備や支援サービスの充実等、ハード・ソフトの両面から進めます。 ○<u>公共施設や公園、緑地等</u>の公共空間におけるみどりの総量を維持・向上のための施策を講じ、<u>良好な住環境づくり</u>を進めます。 ○<u>スーパーマーケットや診療所等の日常生活に必要な施設の誘導</u>を進めます。
	②住宅ストックの循環による人口密度の維持や空き家の発生の予防	○<u>空き家や低未利用地等の遊休資産の有効活用</u>に向けた施策を検討し、居住環境の維持・拡充を図ります。 ○大規模住宅団地における急速な少子高齢化、人口減少を見据え、<u>高齢者世帯から若者世帯まで、多世代がともに暮らせる対策</u>を検討します。 ○住居を取得する際の支援制度等を検討し、<u>市外からの移住促進及び住み替え居住の促進</u>を図ります。

5. 誘導施策（交通ネットワークに関する施策）

基本的な方針	誘導方針	誘導施策
3. 【交通ネットワークの方針】 持続可能な都市交通環境の形成	①複数の交通手段による公共交通サービスの維持・改善	○民間事業者の鉄道や路線バスを基幹的路線とし、行政のコミュニティバスやデマンド交通とで連携・補完しながら、 <u>持続的かつ面的な地域公共交通の提供</u> を図ります。 ○ <u>交通結節機能を維持</u> するため、公共交通の相互利用を支える拠点整備について検討します。
	②モビリティマネジメントの実施による意識醸成	○広報紙やホームページでの情報発信、学校教育や市民講座などにより、 <u>地域公共交通への理解向上</u> と <u>利用促進</u> を図ります。
	③道路改良の促進やバリアフリー化の推進により、拠点へのアクセスの向上と安全な歩行空間の提供	○既設道路等の <u>バリアフリー化の推進</u> 及び <u>誰もが快適に歩ける歩行空間の確保</u> を図ります。 ○駅へのアクセスの向上を図るため、 <u>駅周辺環境向上</u> を図ります。
	④幹線道路の整備促進による日常生活の交通渋滞の緩和	○ <u>中心市街地へのアクセス機能の向上</u> のため、奈良西幹線（国道168号）や国道165号の整備を進めます。 ○未整備の都市計画道路について見直しを行い、 <u>都市計画道路の着実な整備</u> を進めます。

5. 誘導施策（防災に関する施策）

基本的な方針		誘導方針	誘導施策
4. 【防災に関する方針】	災害に強い安全なまちの形成	①河川低平地における被害リスクの回避・低減	○水害に強いまちづくりのため、関係機関と連携して <u>河川改修</u> や <u>総合治水対策事業</u> を進めるとともに、ハザードマップによる洪水浸水想定区域の周知を図ります。
		②土砂災害リスクの回避・低減	○ <u>土砂災害の恐れのある区域にある住居や公共施設の移転促進</u> や、ハザードマップによる <u>土砂災害（特別）警戒区域の周知</u> を図ります。
		③地震におけるリスクの回避・低減	○地震発生時の建物倒壊等による被害を回避・低減するため、 <u>既存の一般住宅等の耐震化支援を継続</u> します。また、 <u>地震発生時の避難行動等について周知</u> を図ります。 ○災害発生時においても、ライフラインやインフラを維持し、早期に <u>復興を行えるまちづくり</u> を市民や関係機関と一丸となって目指します。

5. 誘導施策（にぎわい創出に関する施策）

基本的な方針	誘導方針	誘導施策
5. 【にぎわい創出に関する方針】	①健康増進にも目を向けた歩くための環境整備を進め、誰もが歩きたくなるウォーカブルなまちづくりの推進	○子供から高齢者まで様々な年代の方が <u>出かけたくなるような魅力的な空間の創出</u> や環境の整備を図ります。 ○既設道路等の <u>バリアフリー化の推進</u> 及び <u>誰もが快適に歩ける歩行空間の確保</u> を図ります。 ○ <u>スポーツ公園及び総合公園の整備を早期に実現</u> し、多くの人が集い、活動できる場を目指します。
	②働きやすい身近な就労の場、ニューノーマルな働く場の創出等により、職住近接なまちづくりの推進	○民間事業者との連携や <u>オンラインツールを活用した多様な働き方</u> を推進します。 ○市内における企業の活性化や <u>新規創業者を支援</u> することで、 <u>雇用機会の創出</u> と地域経済の活性化を図ります。
	③人と人とがつながる、多様な地域コミュニティの創出	○ <u>公共施設の再編</u> を進め、魅力ある活動の場を提供することで、人とつながる機会を創出します。 ○身近なみどりとして利用できるよう、市民ニーズに対応した <u>公園の整備</u> を進めます。
	④近隣市町との連携により、市外からも多くの人が集い、周遊できる仕組みづくり	○ <u>文化施設や体育施設などについて近隣市町との相互利用</u> に関する検討を進め、サービスの維持を目指します。 ○文化資源、史跡公園、 <u>観光地などを結ぶルート</u> の強化、SNSなどを活用した <u>観光地の魅力発信</u> 、案内マップなどによるアクセスや快適性の向上を図ります。
	出掛けたくなくなる魅力あふれるまちの形成	